

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てと介護を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

一般事業主行動計画

計画期間	令和5年10月25日から令和10年10月24日までの5年間
------	-------------------------------

計画内容

(目標1)

労働基準法に基づく産前産後休業・雇用保険に基づく育児休業給付・育児、介護休業法に基づく諸制度の周知。

■目標を達成するための方策と実施時期

令和5年10月25日～ 就業規則、育児介護休業規定などの規定の周知を行う。

令和5年10月25日～ 育児休業給付・育児介護休業制度及び諸制度の周知を行う。

(目標2)

育児休業実施、男性も育児休業を取得できること、育児目的休暇導入を含め、職場の理解向上のための取り組みを行う。

■目標を達成するための方策と実施時期

令和5年10月25日～ 育児休業制度に関するパンフレットを作成し事業所内に掲示する。

令和5年10月25日～ 育児休業制度の理解促進のため、全社員に対して説明を行う。

令和5年10月25日～ 育児目的休暇導入について従業員を含めて検討を開始する。

株式会社夕照
代表取締役 米村 淳